

韓国知的財産ニュース 2019年6月前期

(No. 392)

発行年月日：2019年6月19日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行規則一部改正令
- 1-2 実用新案法施行規則一部改正令
- 1-3 商標法施行令一部改正令
- 1-4 デザイン保護法施行規則一部改正令（案）立法予告
- 1-5 商標法施行規則一部改正令

関係機関の動き

- 2-1 五庁長官会合（IP5）、韓国で開催される！
- 2-2 特許信頼性向上に向けて、韓国・欧州・日本・中国の特許審判院長が一堂に
- 2-3 実務と融合能力を兼ね備えた知的財産専門家育成により、第四次産業革命けん引へ
- 2-4 特許庁-市中銀行、「中小・ベンチャー企業 IP 金融支援」で業務協約締結および IP 回収支援に向けたキックオフミーティング開催
- 2-5 「大量の特許を一度に正確に評価する」keyValue 特許評価システムオープン
- 2-6 破産企業の優秀な知的財産、活用場設けられる
- 2-7 特許庁、「2019 知的財産国際シンポジウム」開催
- 2-8 未来新成長エンジン分野の特許審査、より迅速に！
- 2-9 韓-欧、韓-米特許庁長会談開催
- 2-10 特許庁、ベンチャー型組織により知的財産イノベーション業務推進
- 2-11 特許庁-KDI-世宗市-WIPO、知的財産（IP）開発政策修士課程開設に向けた MOU 締結
- 2-12 5大特許庁、韓国で「第四次産業革命時代における特許協力」の開幕を宣言

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 遅延（Latency）はもうない、より迅速に応答する
- 5-2 高くもっと高く！半導体メモリに吹く高層化ブーム
- 5-3 2019 女性発明王 EXPO 開催、世界の女性の発明品が一堂に！

法律、制度関連

1-1 特許法施行規則一部改正令

電子官報（2019.6.10）

産業通商資源部令第 337 号

特許法施行規則一部改正令を次のとおり公布する。

2019 年 6 月 10 日

産業通商資源部長官

特許法施行規則一部改正令

特許法施行規則一部を次のとおり改正する。

第 8 条第 1 項第 3 号を次のとおりとする。

3. 署名に対する公証書等、署名に対する権限を証明できる書類（外国人の場合は、本人が署名をしたという本国官公署の証明書面を含む）

第 11 条第 1 項に第 21 号を次のとおり新設する。

21. 同一の出願人等が既に提出した書類と重複する書類を提出した場合
第 28 条第 1 項本文中、「その特許出願の特許可否決定前まで追加」を「追加」にし、同項の但し書きを削除して、同条第 2 項各号以外の部分に但し書きを次のとおり新設する。
ただし、第 2 号に基づく書式を提出する時には、発明者の記載漏れ（特許出願書に記載した発明者の漏れに限る）又は、誤記が明白な場合を除いては特許権者及び申請前・後の発明者全員が署名又は捺印した確認書類を添付しなければならない。

第 38 条第 2 項を次のとおりとし、同条第 3 項を削除する。

その他の意見	分割出願の時、優先権主張出願の時、自発補正書提出の時、関連意見を提出する場合	「特許法施行規則」第 41 条及び「実用新案法施行規則」第 17 条
--------	--	------------------------------------

別紙 第 29 号書式の裏側の記載要領第 5 号ロ目の「特許権(実用新案権)の設定登録後、発明者(考案者)の記載漏れ(出願書に記載した発明者(考案者)の漏れに限る)又は発明者(考案者)の誤記が明白で、これを追加又は訂正する場合は」を「発明者(考案者)を追加又は訂正する場合は」にする。

附則

第 1 条 (施行日) この規則は公布した日から施行する。

第 2 条 (審査順位に関する適用例) 第 38 条第 2 項の改正規定は、この規則の施行前に特許庁長が特許出願の審査に必要な先行技術の調査を専門機関に依頼した場合として特許庁長が定める基準に基づく審査順位を付与された特許出願にも適用する。

第 3 条 (書式に関する経過措置) この規則が施行される当時、従来の規定に基づく書式は、この規則施行日から 3 ヶ月間、この規則に基づく書式と共に使用することができる。

<改正理由及び主要内容>

現行法によると、特許出願の特許可否決定後には、特許出願書に記載した発明者の記載漏れ又は誤記が明白な場合にのみ、発明者を追加又は訂正できるようにしたものを、これからは特許可否決定後にも発明者全員が署名又は捺印した確認書類を添付する場合、発明者を追加又は訂正することが可能になり、特許に関する手続を踏む者の署名に対する証明書類に、公証書以外にも署名に対する権限を証明できる書類を含むようにする等、現行制度の運営上の一部不備を改善・補完するためである。

1 - 2 実用新案法施行規則一部改正令

電子官報 (2019. 6. 10)

産業通商資源部令第 338 号

実用新案法施行規則一部改正令を次のとおり公布する。

2019 年 6 月 10 日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則一部改正令

実用新案法施行規則一部を次のとおり改正する。

第 7 条第 1 項本文中「その実用新案登録出願の実用新案登録可否決定前まで追加」を「追

加」にし、同項の但し書きを削除して、同条第2項各号以外の部分に但し書きを次のとおり新設する。

ただし、第2号に基づく書式を提出する時には、考案者の記載漏れ（実用新案登録出願書に記載した考案者の漏れに限る）又は誤記が明白な場合を除いては実用新案権者及び申請前・後の考案者全員が署名又は捺印した確認書類を添付しなければならない。

第9条第2項を次のとおりとし、同条第3項を削除する。

②第1項にもかかわらず、審査請求された実用新案登録出願を法第11条で準用する「特許法」第52条に基づいて分割出願して審査請求した場合又は審査請求された特許出願を法第10条に基づいて実用新案登録出願に変更出願して審査請求した場合は、元出願の審査請求順位に基づいて審査する。

附則

第1条（施行日） この規則は公布した日から施行する。

第2条（審査順位に関する適用例） 第9条第2項の改正規定は、この規則の施行前に特許庁長が実用新案登録出願の審査に必要な先行技術の調査を専門機関に依頼した場合として特許庁長が定める基準に基づく審査順位を付与された実用新案登録出願にも適用する。

<改正理由及び主要内容>

現行法によると、実用新案登録出願の実用新案登録可否決定後には、実用新案登録出願書に記載した考案者の記載漏れ又は誤記が明白な場合にのみ、考案者を追加又は訂正できるようにしたものを、これからは実用新案登録出願決定後にも考案者全員が署名又は捺印した確認書類を添付する場合、考案者を追加又は訂正することが可能になり、実用新案登録出願の審査に必要な先行技術の調査を専門機関に依頼した場合は、特許庁長が定める審査順位に基づいて審査したものを、これからは一般原則通り、出願審査の請求順位に基づいて審査するようにする等、現行制度の運営上の一部不備を改善・補完するためである。

1-3 商標法施行令一部改正令

電子官報（2019.6.11）

国務会議の審議を経た商標法施行令一部改正令を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2019年6月11日

大統領令第 29826 号 商標法施行令一部改正令

商標法施行令一部を次のとおり改正する。

第 10 条を次のとおりとする。

第 10 条（専門機関の登録基準等）①特許庁長は法第 51 条第 2 項に基づく次の各号の要件を全て備えた法人を専門機関に登録しなければならない。ただし、法第 52 条第 1 項第 1 号に基づいて専門機関の登録が取り消された法人又はその法人の取消の当時に役員として所属されていた者が所属されている法人として、その登録が取り消されてから 2 年が経過していない場合は除外する。

1. 法第 51 条第 1 項各号の業務に必要な装備を保有すること
 2. 法第 51 条第 1 項各号の業務を遂行することができる専任人材及び組織を確保すること
 3. 業務遂行の独立性と公正性を保障することができる業務処理基準を備えること
 4. 業務と関連する秘密漏えい防止のためのセキュリティ体系を備えること
- ②第 51 条第 2 項に基づく専門機関に登録しようとする者は、産業通商資源部令の定めに基づく専門機関登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。
- ③第 1 項各号に基づく装備、専任人材及び組織の確保に関する具体的な基準、業務処理基準及びセキュリティ体系に関する具体的な基準と、その他の専門機関の登録及び運営に必要な詳細については特許庁長が定めて告示する。

第 11 条の 2 を次のとおり新設する。

第 11 条の 2（専門機関業務に対する管理及び評価）①法第 51 条第 3 項で「大統領令で定める専任機関」とは、同条第 2 項に基づく専門機関業務に対する管理及び評価業務の遂行に必要な専門人材・専任組織及びセキュリティ体系を備えたと特許庁長が認める機関又は団体をいう。

②第 1 項に基づく専門人材・専任組織及びセキュリティ体系に関する具体的な基準、専任機関の業務遂行範囲等、専任機関の運営に必要な詳細については特許庁長が定めて告示する。

第 12 条に第 2 号の 2 及び第 8 号をそれぞれ次のとおり新設する。

- 2 の 2. 商標登録出願人がその商標登録出願と関連し、他の商標権者から異議の申立を受けた場合
8. 優先審査を申請しようとする者が商標登録出願された商標に関して、特許庁長が定めて告示する専門機関に先行商標の調査を依頼した場合として、その調査結果を特許庁長に通知するよう、該当の専門機関に要請した場合

附則

第 1 条（施行日）この令は 2019 年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 12 条第 2 号の 2 の改正規定は公布した日から施行する。

第 2 条（優先審査の対象に関する適用例）第 12 条第 2 号の 2 及び第 8 号の改正規定は、

この令の施行以降提出される優先審査申請から適用する。

<改正理由及び主要内容>

特許庁長が商標登録出願の審査に必要な商標検索等の業務を依頼することができる専門機関を指定制度で運営したものを、登録制度に変更するようにし、特許庁長は専門機関の業務に対する管理及び評価に関する業務を専任機関に代行することができるようにする等の内容で、「商標法」が改正（法律第16205号、2019年1月8日公布、7月9日施行）され、専門機関の指定制度関連規定を登録制度及び登録基準等に関する規定に整備し、専任機関は業務を行う上で必要な専門人材・専任組織等を備えたと特許庁長が認めた機関又は団体にする等、法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定める一方、他の商標登録出願に優先して審査することができる優先審査対象に、商標登録出願人がその商標登録出願と関連して他の商標権者から異議の申立を受けた場合等を追加する等、現行制度の運営上の一部不備を改善・補完するためである。

1-4 デザイン保護法施行規則一部改正令（案）立法予告

電子官報（2019.6.12）

産業通商資源部公告第2019-373号

「デザイン保護法施行規則」の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聞くために「行政手続法第41条」に基づき、次のとおり公告します。

2019年6月12日

産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

デザイン図面の統合・簡素化、特殊記号書体図面の文字数の縮小、新規性喪失例外主張の証明書類提出の便宜、一組の物品の図面審査要件の緩和、外国法人代理人の委任状の証明書類の改善等、出願人の出願の便宜を図る他、創作者の追加・訂正機会の拡大、代理人選任に関する規定の明確化、物品リストの告示と同一内容を改めて規定する業務の非効率性の除去等、その他の運営上の不備を改善・補完するためである。

2. 主要内容

イ. 代理人選任に関する規定の整備（案 第7条）

デザイン登録出願に関する手続きにおいて、代理人の選任申告の有無とそれに伴う代理権の範囲をより明確に規定する。

ロ. 外国法人の代理人委任状の証明書類提出の改善（案 第 13 条）

委任状の証明書類の種類を拡大し、署名に対する公証書以外にも署名権限を証明する書類を幅広く規定する。

ハ. 新規性喪失例外主張の証明書類の提出の便宜を図る（案 第 34 条）

デザイン登録出願の時だけでなく、意見通知に対する補正書又は答弁書提出の時にも書類提出書なしで証明書類の提出が可能になるようにする。

ニ. 物品類別物品リストの告示改正・施行による業務効率性の向上（案 第 38 条）

「物品類別物品リスト関連告示」の改正にもかかわらず、同一内容を施行規則に改めて反映しなければならない業務の非効率性を解消するためである。

ホ. 創作者の追加・訂正機会の拡大（案 第 50 条）

デザイン権の設定登録以降も確認書類が提出される場合、創作者の追加・削除を許容する。

ヘ. 特殊記号書体図面の文字数の縮小（案 別表 1 及び別紙第 5 号書式）

取引の実情及び出願人の希望に基づいて指定文字の図面上の記号の個数を最小化し、出願人の図面作成の便宜を図るためである。

ト. 一組の物品の図面審査要件の緩和（案 別表 2）

一部の形態のみで図面を提出し、残りの一部を省略する場合、当業界において一般的な常識として認められる一組の物品の場合は、省略された図面に対するデザインの説明記載がなくても認定可能になるようにする。

チ. デザイン図面の統合・簡素化（案 別表 2、別紙第 2 号、第 3 号第 4 号書式）

代理人のいない出願人に、付加図面と参考図面に対する区分が難しく、図面種類の識別に混同があるためこれを解消する他、外国の国際デザイン出願の図面提出と相異であり、国際的趨勢に合うように図面を簡素化する。

3. 意見提出

デザイン保護法施行規則一部改正令案について意見がある機関、団体又は個人は、2019年7月26日（金曜）までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認した

後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長にご提出ください。

- (1) 立法予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の場合、その理由を明示）
- (2) 氏名（団体の場合、その団体名称と代表者名）、住所および電話番号
- (3) その他の参考事項

※宛先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟、特許庁デザイン審査政策課(〒302-701)

電子メール：manstar@korea.kr

Fax：(042) 472-7470

4. その他の事項

詳細については、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「立法予告」を参考にするか、特許庁デザイン審査政策課 (電話 042-481-5766、Fax 042-472-7470) までお問い合わせください。

1 - 5 商標法施行規則一部改正令

電子官報 (2019. 6. 14)

産業通商資源部令第 339 号

商標法施行規則一部改正令を次のとおり公布する。

2019 年 6 月 14 日

産業通商資源部長官

商標法施行規則一部改正令

商標法施行規則一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 2 項に第 5 号を次のとおり新設する。

5. 国際出願、法第 172 条第 1 項に基づいて国際登録された指定国の追加指定 (以下、「事後指定」という。)

申請：国際出願書等提出書

第 13 条第 1 項第 2 号ロ目中、「証明書類」を「証明書类等署名に対する権限を証明することができる書類」にする。

第 47 条の 2 を次のとおり新設する。

第 47 条の 2 (専門機関の登録) ①法第 51 条第 2 項及び令第 10 条第 2 項に基づいて専門機関として登録しようとする者は、別紙第 6 号の 2 書式の商標専門機関登録申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

イ. 法第 51 条第 1 項各号の業務に必要な装備の保有の現状

ロ. 法第 51 条第 1 項各号の業務を遂行することができる専任人材及び組織の現状

ハ. 業務遂行の独立性と公正性を保障することができる業務処理基準の具備の現状

ニ. 法第 51 条第 1 項各号の業務と関連する役職員、施設及び装備に対するセキュリティ

体系構築の現状又は計画

ホ. その他、登録に必要な書類として令第 10 条第 3 項に基づいて特許庁長が定めて告示する書類

②第 1 項に基づく申請を受けた特許庁長は、「電子政府法」第 36 条第 1 項に基づく行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書（法人の場合にのみ該当する。）を確認しなければならない。

第 48 条を次のとおりとする。

第 48 条（専門機関の登録取消等の処分基準）法第 52 条第 1 項に基づく専門機関に対する行政処分の基準は別表 2 のとおりである。

第 78 条中、「法第 172 条第 1 項に基づいて国際登録された指定国を追加で指定（以下、「事後指定」という。）」を「事後指定」にする。

別表 2 を別紙のとおりとする。

別紙 第 3 号書式の裏側の記載要領第 16 号ロ目 3) [例]以外の部分の本文中、「変えて」を「変えて使用する商標一つのみ」にする。

別紙 第 6 号の 2 書式を別紙のとおり新設する。

附則

第 1 条（施行日）この規則は 2019 年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 5 号、第 13 条第 1 項第 2 号ロ目、第 78 条及び別紙第 3 号書式の改正規定は公布した日から施行する。

第 2 条（他の法令の改正）特許法施行規則一部を次のとおり改正する。

別紙 第 22 号書式の表側の【その他の事項】欄を次のとおりとする。

【その他の事項】審査猶予申請 先行技術（デザイン、商標）調査依頼された出願
別紙 第 22 号書式の裏側の第 5 号のロ目を次のとおりとする。

ロ. 先行技術（デザイン、商標）調査依頼された出願を理由に優先審査申請をする場合

【区分】欄中、優先審査のの中に表示した場合として、「特許法施行令」第 9 条第 11 号、「実用新案法施行令」第 5 条第 12 号、「デザイン保護法施行令」第 6 条第 13 号又は「商標法施行令」第 12 条第 8 号に基づいて先行技術（デザイン、商標）調査依頼された出願を理由に優先審査を申請しようとする場合には、次の例のとおり、【【その他の事項】先行技術（デザイン、商標）調査依頼された出願】欄を設けて、の中に表示（例：）した後、【その他の事項】欄の次の行に【【先行技術（デザイン、商標）調査依頼情報】】、【【依頼機関】】及び【【依頼日付】】欄をそれぞれ設けて依頼機関及び依頼日付をそれぞれ記載するが、依頼機関は特許庁長が告示する「特許・実用新案（デザイン、商標登録出願）優先審査の申請に関する告示」を参照して記載します。ただし、依頼機関が全ての技術分野に指定されていない場合は、次の例の 2 のとおり【【依頼日付】】欄の次の行に

【国際特許分類】欄を設けて、該当の国際特許分類を記載します。

[例1] 【その他の事項】先行技術（デザイン、商標）調査依頼された出願

【先行技術（デザイン、商標）調査依頼情報】

【依頼機関】○○○○○

【依頼日付】2008年10月1日

[例2] 【その他の事項】先行技術（デザイン、商標）調査依頼された出願

【先行技術（デザイン）調査依頼情報】

【依頼機関】○○○○○

【依頼日付】2008年10月1日

【国際特許分類】G02F 1/1335

[別表2]

専門機関の登録取消及び業務停止の基準（第48条関連）

1. 一般基準

イ. 違反行為回数による行政処分の基準は、直近1年間で同じ違反行為で行政処分を受けた場合に適用する。この場合、違反回数は、違反行為に対して行政処分を受けた日と、その処分後に再び同じ違反行為を行い摘発された日をそれぞれ基準にして計算する。

ロ. 違反行為が二つ以上の場合として、それに該当するそれぞれの処分基準が異なる場合は、その中で重い処分基準に従う。ただし、二つ以上の処分基準が全て業務停止の場合は9ヵ月以内の業務停止処分を行うことができる。

ハ. 行政処分基準が警告の場合は、1ヵ月以上の期間を定めて是正を命じ、その期間の間に違反事項が是正されなければ2次違反行為を行ったとこととみなす。

ニ. 処分権者はその処分基準が業務停止として次のいずれかに該当する場合は、第2号の個別基準に基づく処分基準の2分の1の範囲以内で処分を減軽することができる。

1) 違反行為が些細な不注意や間違いによるものと認められる場合

2) 違反内容・程度が軽微であり、商標の審査に与える被害が少ないと認められる場合

3) 違反行為者が初めて該当の違反行為を行った場合として、5年以上専門調査機関の業務を模範的に遂行した事実が認められる場合

4) その他、違反行為の動機とその結果、違反程度等を考慮し、減軽する必要があると認められる場合

2. 個別基準

違反事項	根拠 法条文	処分基準			
		1次 違反	2次 違反	3次 違反	4次 違反
イ. 虚偽やその他の不正な方法で登録した場合	法 第 52 条第 1 項第 1 号	登録 取消			
ロ. 法第 51 条第 6 項に基づく登録基準に適合しなくなった場合 1) 令第 10 条第 1 項第 1 号に基づく必要な装備を保有していない場合 2) 令第 10 条第 1 項第 2 号に基づく人材及び組織を確保していない場合 (人材の人員が不足する場合、不足した日から 3 ヶ月以内に人材を補充していない場合にのみ該当する) 3) 令第 10 条第 1 項第 3 号に基づく業務処理基準又は同項第 4 号に基づくセキュリティ体系を構築していない場合	法 第 52 条第 1 項第 2 号	業務 停止 3 ヶ月	業務 停止 6 ヶ月	登録 取消	
		警告	業務 停止 3 ヶ月	業務 停止 6 ヶ月	登録 取消

■商標法施行規則[別紙第6号の2書式]

商標専門機関登録申請書

受付番号	受付日付	処理期間	90日
申請機関	機関名	代表者氏名	
	法人登録番号(事業者登録番号)	電話番号	
	事務所所在地		
資本金 (資産評価額)			
設立目的			
設立年月日			
<p>「商標法」第51条第2項、同法施行令第10条第2項及び同法施行規則第47条の2に基づいて商標専門機関登録を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請人 (署名又は印)</p> <p>特許庁長 貴下</p>			
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 「商標法」第51条第1項各号の業務に必要な装備の保有の現状 「商標法」第51条第1項各号の業務を遂行することができる専任人材及び組織の現状 業務遂行の独立性と公正性を保障することができる業務処理基準の具備の現状 「商標法」第51条第1項各号の業務と関連する役職員、施設及び装備に対するセキュリティ体系構築の現状又は計画 その他、登録に必要な書類として令第10条第3項に基づいて特許庁長が告示する書類 		手数料 なし
担当公務員 確認事項	法人登記事項証明書(申請人が法人の場合にのみ該当します。)		
処理手続き			
申請書作成 申請人	→	受付 特許庁	→
		申請内容確認(書面審査)・実態調査 特許庁	→
			登録及び登録証 発給 特許庁

<改正理由及び主要内容>

特許庁長が商標登録出願の審査に必要な商標検索等の業務を依頼することができる専門機関を指定制度で運営したものを、登録制度に変更する等の内容で、「商標法」（法律第16205号、2019年1月8日公布、7月9日施行）及び同法施行令（大統領令第29826号、2019年6月11日公布、7月9日施行）が改正され、専門機関の登録申請方法及び登録取消基準を定める一方、国際出願の場合、代理人選任時に国際出願書に委任状を添付して提出する場合は、代理人に関する申告書を提出しないようにし、外国人の本人署名の確認書類を本国官公署の証明書類だけでなく、署名に対する権限を証明できる書類に拡大して出願人の便宜を図る等、現行制度の運営上の一部不備を改善・補完するためである。

関係機関の動き

2-1 五庁長官会合（IP5）、韓国で開催される！

韓国特許庁（2019.6.3）

先進5カ国の五庁長官会合（IP5）、仁川松島で開催

韓国をはじめ、米国、欧州、日本、中国からなる先進5カ国の五庁長官会合（IP5）（以下、IP5）が、6月11日（火曜）から13日（木曜）まで、仁川松島で開催される。

IP5（Intellectual Property 5）は、世界の特許出願の85%を処理する五大特許庁の協議体で、2007年の発足以来、グローバル知財権システムの発展に向けて議論する重要な会議体として評価されている。韓国は特許出願で世界4位、PCT国際特許出願で世界5位を記録しているが、韓国が世界4強と国家間の協議体を構成し運営しているのは、「知財権」分野が唯一である。

今回の会合は、2008年の済州島、2014年の釜山に続いて韓国で開催される3回目のIP5会合であり、韓国をはじめ5カ国の特許庁長、世界知的所有権機関（WIPO）事務総長、5カ国の知財権ユーザー団体代表など、計約100人が参加する予定である。

会合では、第四次産業革命時代における共同対応に向けて、IP5の協力がさらに強化される見通しである。6月12日（水曜）に開催される、五庁長官と産業界代表間の会議では、「人工知能（AI）・新技術対応」をテーマに、今後の協力イシューなどを議論し、6月13日（木曜）のIP5五庁長官会合では、これらの協力に関する推進策について議論を行う。

この他にも、互いに異なる特許制度を調和する方策、各国の特許情報へのアクセスの強化策などの協力成果を承認することで、グローバル特許制度の利便性が改善される見通しである。

今回の会合の議長を務めるパク・ウォンジュ特許庁長は、「今回の IP5 五庁長官会合で、これまで実務会議で議論された事項に対して合意がなされれば、今後、IP5 国家での韓国企業の特許出願が、より迅速かつ安価な費用で可能になり、さらに予測可能な特許確保が可能になる」とし、「五庁長官会合（IP5）で、十分な議論と討論を通じて満足のいく合意がなされるよう、つとめていく」と述べた。

2-2 特許信頼性向上に向けて、韓国・欧州・日本・中国の特許審判院長が一堂に 韓国特許庁（2019. 6. 3）

「第1回韓国・欧州・日本・中国の特許審判院長会議」開催

特許庁は、6月4日（火曜）、「第1回韓国・欧州・日本・中国の特許審判院長会議」を開催する。翌日の6月5日（水曜）には、参加国の審判制度について、一般人が参加可能な「特許審判国際セミナー」も開催される。

※（韓国）パク・ソンジュン特許審判院長、（欧州）Carl Josefsson 欧州特許審判院長、（日本）Reeko Imamura 特許庁審判部長、（中国）Ge Shu 專利覆審無効審判部長

今回の特許審判院長会議は、「特許信頼性の向上」に向けた先進4カ国の特許審判院の審判政策を共有する場であり、韓国の特許審判院においては、イノベーション課題および今後の展望について模索する機会になると期待される。

会議に出席する主要国は、審理の充実化および審判処理期間の短縮（審判人材増員）など、特許信頼性の向上に向けて取り組んでいる。

日本は、審理において、当事者の意見提示機会の拡大および無効審判の審決の充実化など、審理の充実化に向けて取り組んでおり、中国は、特許再審査および無効審判における各手続きのモニタリングおよび管理の強化を通じて、外部顧客のフィードバックに注目するなど、審判品質の改善に取り組んでいる。

欧州は、審判待機物量を減らすための5ヵ年計画（※）を策定し、2019年まで23人の増員、2020年までさらに16人の技術職審判人材の増員を推進している。また、審理手続きの改善および事件管理の強化を通じて効率性の向上に取り組んでいる。

※2023年まで待機物量を、7,000件以下に減らすことを目標に掲げている。

特許を保有するベンチャー・スタートアップが、技術イノベーション能力を基盤にし、金融支援の投資などを受けて成長基盤を確保するためには、特許信頼性の向上が必須であるため、今回の会議は、国際基準（Global Standard）に見合う、特許信頼性の向上につながる契機になると期待される。

特許審判は、年間で約1万件を処理する知財権専門の行政審判であり、口述審理、証拠調査、当事者尋問など、司法的手続きを準用して実質的な1審の役割を担っている。

しかし、現在韓国は、特許審判長に対する審判官の割合が1:10と、欧州、日本・米国などの大半が1:2であることに比べて高くなっており、実質的な3人合意制審判を運営することが難しく、大量の事件処理のため口述審理など、審理の充実化の確保に悩んでいる。

※特許審判官1人あたりの処理件数（2017年）：（韓国）72件、（日本）33件、（米国）48件、（欧州）16件

※※（2018年）特実無効審判の審決件数対比、口述審理開催率は約27%

また、韓国における特許無効率は、45.6%（2018年）であり、主要国に比べて高く、特許信頼性に対する懸念もある。

※（特許無効率）米国：25.2%（2018年）、日本：21%（2017年）

このような状況を受けて、韓国は、今回の会議で、特許無効率の現状および無効事由を克服するための請求項の訂正制度の改善などについて発表を行う予定である。

特許審判院は、この他にも特許性の判断の客観性・予測可能性の向上に向けた判断基準の確立および、より充実した合意制の具現に向けて、審判部の組織構成についても変化を模索している。

一方、米国、日本などにおいては、特許性の判断基準の変化により、無効率が変化した事例があるため、確認が必要であり、韓国においても特許環境が先進国並みに大きく変化（※）しており、現状に合った特許性の判断基準について、主要国と共有して、比較および研究を行う必要がある。

※（1970年代半ば～1980年代）外国人の特許出願の占有率70%以上、特許制度の近代化 → （現在）内国人の特許出願の占有率70%以上、特許創出・保護環境の構築および強化

今回の「第1回韓国・欧州・日本・中国の特許審判院長会議」は、韓国の特許審判の未来のために、非常に意味深いといえる。

特許審判院長は、「特許信頼性の向上は、短期間の達成は難しいが、イノベーション成長のためには、必ず達成しなければならない課題である。世界的な特許政策の流れに歩調を合わせて、審理の充実化を図るとともに、審判処理期間を短縮することで特許信頼性の向上に向けて引き続き取り組んでいく」と述べた。

2-3 実務と融合能力を兼ね備えた知的財産専門家育成により、第四次産業革命けん引へ

韓国特許庁（2019.6.4）

特許庁、東国大学と知的財産専門学位課程における業務協約締結

特許庁は、6月4日（火曜、午後2時）、東国（ドングク）大学（ソウル市中区）で「第四次知的財産専門学位課程（MIP、Master of Intellectual Property）」の主管大学に選定された東国大学と知的財産専門学位課程における事業協力に向けた業務協約を締結する。

特許庁と東国大学は、今回の協約を通じて、(1) 工学・法学・経営など多様な学問が融合した実務中心の知的財産専門学位課程（修士・博士）の開設、(2) 第四次産業関連技術などに対する知的財産教育の短期課程（※）の開設、(3) 企業など、現場のニーズに対応した知的財産教育プログラムの開発などを通じて、実務能力を兼ね備えた知的財産専門家の育成に、共に取り組むことで合意した。

※第四次産業関連技術（製薬・バイオ、AI、ロボットなど）、特許技術事業化などに関する課程

「知的財産専門学位課程（MIP）」は、企業の知的財産担当者などを対象に、企業の知的財産紛争に効果的に対応して知的財産戦略策定に必要な専門家を育成するために、大学（院）内に設けられた修士（博士）課程である。

特許庁は、2009年からMIP課程を開始しており、今回の東国大学を含めて計五つの大学にMIPを支援している。

※KAIST（2010年～2013年）、弘益大学（2010年～2014年）、高麗大学（2014年～2018年）、檀大学（2015年～2019年）、東国大学（2019年～）

東国大学は、時間的余裕のない中小企業、スタートアップ、大学の技術移転担当者（TLO）などの在職者向けの知的財産教育の短期課程（※）を2019年2学期から韓国初で導入する予定である。また、第四次産業関連技術などに対するニーズを反映して、未来の中核技術である製薬・バイオ、AI、ロボットなどの知的財産専門教育課程を段階的に開発・運営する計画である。

※2019年2学期に「技術事業化教育の短期課程（15週間）」開設予定

特許庁長は、「第四次産業革命を迎えて、変化していく技術と教育環境に効果的に対応するためには、新しい教育課程の導入が必要である」とし、「中小企業の在職者などを対象にした短期課程とAIなど、第四次産業関連技術の教育課程などを通じて、市場のニーズに対応した知的財産専門家の育成に取り組む」と述べた。

2-4 特許庁-市中銀行、「中小・ベンチャー企業 IP 金融支援」で業務協約締結および IP 回収支援に向けたキックオフミーティング開催

韓国特許庁（2019.6.4）

IP 担保融資拡大および IP 回収支援機関導入に向けた専担準備チーム（TF）稼働

特許庁と六つの市中銀行（※）は、6月1日（火曜、午後2時）、エルタワー（ソウル市瑞草区）で、中小・ベンチャー企業向けの知的財産（IP）金融支援のための細部業務協約を締結し、IP 担保融資の回収支援機関導入に向けたキックオフミーティングを開催する。

※企業銀行、農協銀行、ウリ銀行、KB 国民銀行、KEB ハナ銀行（計六つの銀行、産業銀行は既存の細部協約維持）

IP 金融は、優秀な特許技術を保有する中小・ベンチャー企業が、グローバル・イノベーション企業として成長する上で有用な資金調達手段であり、IP 保証融資（保証書発行による融資）、IP 担保融資（IP 担保による資金融資）、IP 投資などを含む。

今回の特許庁と市中銀行が締結する細部業務協約は、4月17日の金融委員会・特許庁・市中銀行・保証機関が締結した「IP金融活性化に向けた包括的業務協約」の一環として具体的な履行に向けての協約であり、協約締結機関は、IP担保融資商品の販売、優秀IP保有企業の発掘およびIP価値評価手数料の支援などに積極的に協力する計画である。

これまで特許庁は、不動産などの物的担保が不足する中小・ベンチャー企業向けの資金支援のために、市中銀行と協力して2013年から2018年まで計4,057億ウォンのIP担保融資(※)を行った。しかし、担保IPの回収リスクなどにより、政策金融機関である産業銀行と企業銀行を中心に行われてきた。

※特許庁がIP価値評価費用の一部を支援し、銀行は価値評価の結果に基づいて融資実施

これを受けて、金融委員会と特許庁は、2018年に「IP金融活性化総合対策」を発表(2018年12月)し、また、2019年は「IP金融フォーラム」を開催(2019年4月)するなど、中小・ベンチャー企業の隘路解消に向けた金融環境の造成に取り組んでおり、今回の協約締結を機に、民間銀行のIP担保融資商品が販売され拡散されれば、企業の資金調達の負担がより軽減されると期待される。

※ウリ銀行：CUBEローン-X(3月)、新韓銀行：成功ドゥドゥリムIP担保融資(4月)、KEBハナ銀行：IP担保融資(4月)、KB国民銀行：The Dream IP担保融資(5月)、農協銀行：IP担保融資(販売開始予定)

特許庁は、市中銀行の積極的な融資が可能になるよう、回収リスクを軽減する「IP回収支援事業」の導入を推進するとともに、効果的な事業システムを設計するために、銀行業界と関係機関などと共同で「IP回収支援事業専担準備チーム(TF)(※)」を稼働する。

※特許庁・発明振興会・七つの市中銀行・IP取引機関担当で構成

専担準備チーム(TF)は、2019年末まで回収支援事業専門機関の運営策、担保IPの買い取り手続き・価格などに関する事項、買い取ったIPの収益化方策および銀行別の出損金算定基準などについて深みのある議論を行う予定である。

特許庁産業財産活用課長は、「特許庁と市中銀行の業務協約締結を通じて、中小・ベンチャー企業支援に向けたIP金融が一段階跳躍することを期待し、特許庁は、銀行のIP回収リスクを分担することで知的財産(IP)がイノベーション金融の糧になるよう、支援を惜しまない」と述べた。

これからは、特許検索を通じて大量の特許を一度に正確に評価することができる。

WERT INTELLIGENCE 社は、keywert に、国内では初めて韓国発明振興会の特許評価情報 SMART3 を実際のビジネス環境に合うように高度化した特許評価サービスの『KEV (keyValue)』を搭載すると 6 月 4 日、明らかにした。

KEV サービスは、WERT INTELLIGENCE 社の弁理士、米国の特許弁護士など、特許専門家と 35 年間企業の特許実務を経験した K2G パートナーズ社が共同で研究開発を行い、韓国発明振興会と韓国科学技術情報研究院の専門家らが検証を行った信頼度の高い keywert ならではの特許評価モデルを基盤にする。

引用文献の出願人が主要企業であるか否かの引用主体別調整係数、ファミリー国別調整係数、戦略的保有特許調整係数を、三大高度化 Factor として分析を行い、相対評価で具現した。

特許検索エンジン keywert に信頼度の高い特許評価情報が搭載されることで、自社が保有する特許の維持の有無だけでなく、競合企業の特許全体または技術分野別の競争力を一目で確認するなど、大量の特許を簡単に評価して活用することができる。

また、グラフエンジンなどを用いて自社と他社の特許競争力をチャートで比較、または Excel、Word、PPT の形で特許評価情報をダウンロードして、多様な方式で利用することができる。

WERT INTELLIGENCE 社は、「特許・訴訟検索エンジン keywert に、信頼度の高い SMART3 評価情報と、これを高度化した KEV 評価情報を同時に結合して提供するため、ユーザーは keywert 内で、特許検索から訴訟、そして評価情報まで全ての特許業務を一度に解決することができる」と強調した。

WERT INTELLIGENCE 社は、AI 基盤のグローバル特許および訴訟検索サービスを提供する知的財産専門企業であり、オンライン特許検索サービスの keywert と AI 特許翻訳サービスの IP キングコング (IP KINGKONG) を運営している。

特許庁・ソウル回生法院、破産企業の IP の取引促進に向けた業務協約締結

事例 1. 2018 年に破産した医療機器製造会社の A 社は、残りの財産を処分する破産の手続に入った。法院が選任した破産管財人は、この会社が保有する 8 件の特許権の買取人を探したが、特許取引に対する専門性が不足する弁護士には容易ではなかった。続く公売の手続においても買い取りの希望者が現れず、A 社の特許は、結局消滅してしまった。

事例 2. 無線通信機を製造する B 社は 2017 年に破産した。優秀な特許が死蔵されることを惜しんだ特許庁の特許取引専門官は、同種業界の企業のうち、B 社の特許を必要とする企業を探した。その結果、2 年間で 18 件の特許が新しい会社の下に移転され、特許の移転を受けた 6 社もまた、B 社の特許を合理的な価格で買い取り、新たな事業の発掘が可能になった。

このように、企業が破産しても特許は死蔵されずに、他の企業に移転されて活用することができる。

特許庁とソウル回生法院は、6 月 5 日（水曜、午前 10 時 30 分）、ソウル回生法院で業務協約を締結し、破産企業の知的財産（Intellectual Property、以下「IP」）の活用の拡大に向けて協力することで合意した。

最近、国内外における景気鈍化により破産する企業が増加（※）する中で、破産企業が保有する特許、商標、デザインなど、IP は、ほとんど安く売却または死蔵されるのが実情である。

※破産申請企業（社）：（2017 年）699 → （2018）807 → （2019 年 4 月）307

IP は、不動産のような有形資産に比べて価値に対する正確な評価が容易ではなく、需要企業を探すことも難しいため、これまでは特許を必要とする企業に適正な価格で移転されなかったため、債権者において適切な返済手段にならなかった。

特許庁は、2017 年から破産企業が保有する IP を取引するモデル事業を推進してきており、特許庁の知的財産専門人材（特許取引専門官）を通じて 42 件の IP を、計約 2 億 4 千万ウォンに売却する成果を挙げた。

特許庁とソウル回生法院は、このようなモデル事業の成果を基盤に、知的財産専門人材による破産企業の IP の取引および活用の必要性に認識を共にしており、今回の業務協約の締結に至った。

今回の協約により、ソウル回生法院が破産企業の IP の現状など、取引に必要な情報を特許庁に提供すれば、特許庁は専門人材を活用して破産企業の IP に対する需要企業の発掘および価値評価を行うことで、IP が効率的に取引できるように支援することになる。さらに、破産企業が保有する IP の取引を促進するための方策を策定するとともに、破産企業が保有する IP の活用に向けて制度および認識の改善などで、協力を拡大していく予定である。

特許庁長は、「今回の業務協約を機に、破産企業の知的財産が適材適所に活用され、経済的付加価値を創出することを期待する」とし、「特許庁は、破産企業の優秀な知的財産が新しい企業に出会い、さらなるイノベーションと雇用創出を遂げるよう、積極的に協力していく」と述べた。

ソウル回生法院長は、「今回の業務協約を通じて破産企業の IP が正当な価格で売却され、破産手続が円滑に行われると期待される」とし、「今後、特許庁と協議を通じて適正な IP の評価方法、売却手続における公正な進行方法などに関して詳細内容を議論する予定である」と明らかにした。

2-7 特許庁、「2019 知的財産国際シンポジウム」開催

韓国特許庁 (2019. 6. 10)

イノベーション成長に向けた知的財産先進国の政策・戦略紹介

特許庁が主催し、韓国知識財産研究院と韓国発明振興会が主管する、「2019 知的財産国際シンポジウム」が、6月10日（月曜、午前10時）、JW マリオットホテル（ソウル市瑞草区）で開催される。

今回のシンポジウムには、ク・ジャヨル国家知識財産委員会委員長をはじめ、Andrei IANCU 米国特許商標庁長、Antonio CAMPINOS 欧州特許庁長など、国内外の知的財産専門家と一般人約 500 人が参加する。

「知的財産とイノベーション成長」をテーマに開催される今回のシンポジウムは、第四次産業革命における知的財産の重要性について展望するとともに、イノベーション企業

育成と国のイノベーション成長を支えるための産業政策の方向性を模索するために設けられた。

Andrei IANCU 米国特許商標庁長は、基調講演を通じて人工知能、自律走行車などといった知識基盤の技術価値と技術発展をけん引するスタートアップの役割を強調し、イノベーション成長に向けて米国特許庁が推進する主要活動について紹介する。

2 番目の基調講演者の Antonio CAMPINOS 欧州特許庁長は、欧州において知的財産の集約産業は GDP の 42%、雇用市場の 38% を創出する大きな経済的効果があると紹介し、産業政策と知的財産が有機的関係にあると紹介する。

セッション 1 では、Wim VANHAVERBEKE (フランス、Neoma Business School) 教授などが講演者として登壇し、イノベーション成長のエンジンとして注目されるスタートアップの潜在力と成長戦略、スタートアップの生存・成長における知的財産の価値などについて発表と討論が行われる。

また、米国の ET Cube International の Yumiko HAMANO 代表より、スタートアップの企業価値の約 80% が特許を基盤にしていると強調し、投資誘致、ライセンスングなど、スタートアップの知的財産活用方法の紹介とともに、スタートアップの知的財産保護・管理の重要性について発表が行われる。

Wim VANHAVERBEKE 教授は、イノベーションと知的財産との関係を眺望するとともに、スタートアップ成功モデルとして開放型イノベーション事例について紹介し、イノベーション成長のためには政府・産業界の協業体系が重要であると強調する。

セッション 1 の最後の発表者として登壇する SHAPL のチン・チャンス代表は、デザイン・プラットフォームのスタートアップを自ら成長させた経験をもとに、プラットフォームエコノミーを展望するとともに知的財産の保護・管理戦略について説明を行う。

セッション 2 では、Courtney STOPP 米国特許商標庁の法律顧問が講演者として登壇し、主要国が推進しているイノベーション成長政策と知的財産戦略の紹介を行った後、韓国の産業政策の方向性について議論が行われる。

Erik VERMEULEN (オランダ Tilburg University) 教授は、プラットフォームエコノミーをテーマに、人工知能の特許データ分析を通じて、欧州のイノベーション成長の政策方向性を提言するとともに、イノベーション成長に向けたエコシステム構築の中核要素について言及する。

Courtney STOPP 法律顧問は、国のイノベーションを主導する政府 R&D の重要性を強調し、このような政府 R&D を通じて創出される知的財産の活用の向上を目指す米国政府のイノベーション政策を概括的に紹介する。

韓国特許戦略開発院本部長は、特許ビッグデータ分析を通じて有望技術を導出し、これを深層分析して有望産業の育成戦略を策定する方法論について詳しく紹介する。

最後に、韓国知識財産研究院室長は、特許と企業生存の相関関係、知的財産政策の産業別の差別性について説明を行い、韓国における知的財産の競争力診断を通じて、政策のパラダイム変化の必要性を提示する。

特許庁長は、「今日における知的財産は、新産業と雇用創出をけん引するエンジンであり、産業イノベーションの起爆剤である」と強調し、「シンポジウムを通じて企業と政府関係者に、知的財産の重要性を発信するとともに、知的財産でイノベーション成長を促進する有意義な場になることを期待する」と述べた。

2-8 未来成長エンジン分野の特許審査、より迅速に！

韓国特許庁 (2019. 6. 10)

第四次産業革命関連技術分野、優先審査を拡大・施行

特許庁は、政府がシステム半導体、未来型自動車およびバイオヘルスなど、3 大分野を重点育成産業として選定したことを受けて、政府イノベーションの一環として第四次産業革命関連技術分野の優先審査対象を 6 月 10 日 (月曜) から拡大・施行すると明らかにした。

優先審査は、産業構造の変化と技術発展により、迅速な権利化が求められる分野の出願に対して、他の出願に優先して審査する制度である。

1981 年に初めて制度が施行されて以来、優先審査対象は順調に拡大してきており、優先審査を活用すれば特許登録までの平均期間が 5.5 ヶ月であり、通常の出願より 10 ヶ月以上早く権利確保が可能になる。

特許庁は、人工知能 (AI)、IoT (モノのインターネット) など、第四次産業革命技術分野として注目されてきた 7 つの分野に対して、既に 2018 年 4 月から新特許分類体系を設けており、同分類が付与されれば優先審査を受けられるように制度を施行している。

さらに、今回の改編を通じて、これまで7大技術分野に限定されていた第四次産業革命新特許分類体系を16大技術分野に拡大し、追加された9つの分野においても優先審査の申請ができるように対象を拡大した。

※第四次産業革命16大技術分野：既存（(1)人工知能、(2)IoT、(3)3Dプリンティング、(4)自律走行車、(5)ビッグデータ、(6)クラウドコンピューティング、(7)知能型ロボット）＋追加（(8)スマートシティ、(9)仮想・拡張現実、(10)革新新薬、(11)再生可能エネルギー、(12)オーダーメイド型ヘルスケア、(13)ドローン、(14)次世代通信、(15)知能型半導体、(16)先端素材）

拡大される技術分野の選定は、政府が次世代主力産業として位置づけ集中する3大重点育成産業と、国レベルの第四次産業革命対応の先導と、雇用創出効果が高いとされる13大イノベーション成長エンジン分野（※）を包括する形で行われた。

※科学技術情報通信部選定の13大分野：ビッグデータ、次世代通信、人工知能、自律走行車、ドローン（無人機）、オーダーメイド型ヘルスケア、スマートシティ、仮想・拡張現実、知能型ロボット、知能型半導体、先端素材、革新新薬、再生可能エネルギー

これまでの優先審査対象であった7大技術分野は、人工知能、ビッグデータ、IoTなどの情報通信技術（ICT）分野が中心であったならば、今回追加された9つの技術分野には、革新新薬、再生可能エネルギー、先端素材が含まれており、製薬、エネルギー、化学など、多様な先端産業分野においても、優先審査の恩恵を受けることができるようになる。

特許庁特許審査企画局長は、「優先審査制度は、国の産業発展や公益上、緊急処理が必要な分野に迅速な審査を提供することで、迅速な技術競争力の確保と関連分野の成長を支援してきた」とし、「今回の優先審査制度の改編により、バイオヘルスや再生可能エネルギーなど、未来の国家競争力確保のために、必要な分野の産業発展や知財権確保に大きく貢献すると期待される」と明らかにした。

2-9 韓-欧、韓-米特許庁長会談開催

韓国特許庁（2019.6.11）

欧州特許庁と世界初で、「未公開段階の審査情報共有」を施行
米国特許庁と「特許分類協力MOU更新」に合意

パク・ウォンジュ特許庁長は6月11日、仁川松島のシェラトンホテルで、欧州特許庁長および米国特許庁長とそれぞれ両者会談を行った。

パク庁長は、Antonio CAMPINOS 欧州特許庁(EPO)長官と会談を行い、「未公開段階の審査情報共有」の試験的实施に向けたMOUを締結した。両庁と同様に現在、世界の各国の特許庁は、お互いに特許審査情報を共有し、審査の際に相手国の特許庁で審査した審査情報を参考にしているが、その対象は出願後18ヵ月が経過して公開された件に限定されている。2019年7月1日から世界で初めて両庁間の審査情報共有の対象が未公開段階の件まで拡大されれば、両庁の審査品質向上につながり、出願人が安定的に特許を取得することができるかと期待される。

特許は出願後18ヵ月まで未公開段階にあり、18ヵ月になる時点で公開されるが、最近韓国などの主要国における特許庁の審査処理期間が18ヵ月以内に短縮されており、未公開段階にある審査情報共有の必要性が増大している。

※主要国の特許審査処理期間(ヵ月、2017年基準):韓国(10.4)、日本(9.3)、米国(16.3)、EPO(8.0) 中国(14.4)

※※韓国(2018年)で審査した全体件数(92,690件)のうち、56.5%が出願公開前の着手件

一方、パク庁長は、Andrei IANCU 米国特許商標庁(USPTO)長官と会談を行い、両庁における特許協力方策、IP5とAPECなどの主要多国間会議での両国の協力強化方策などについて議論を行った。また、両庁は2014年に締結して2019年に満了する特許分類協力MOU(※)を、2019年下半期に更新することで合意した。

※特許分類教育、ITシステム適用、品質基準、改正など分類全般における協力

韓-米両国は、2006年に米国が韓国特許庁をPCT国際調査サービス機関に指定したことを皮切りに、2008年韓-米特許審査ハイウェイ協定、2014年韓-米特許分類協力事業、2015年韓-米特許共同審査制度などを通じて、両国の出願人がより迅速かつ容易に特許を取得できるように、緊密に協力を行っている。

2-10 特許庁、ベンチャー型組織により知的財産イノベーション業務推進

韓国特許庁(2019.6.12)

中央部処の「ベンチャー型組織」の審査で唯一、二つの課選定

「特許創業支援課」、革新的特許を発掘し、創業・投資ワン・ストップ支援
「アイデア取引イノベーション課」、消費者と企業間のアイデアプラットフォーム構築

特許庁は、2019年7月からベンチャー型組織として、二つの課（「特許創業支援課」および「アイデア取引イノベーション課」）を新設・運営し、知的財産イノベーション業務を重点に推進すると明らかにした。

ベンチャー型組織

行政安全部が、2019年に初めて導入するベンチャー型組織は、政府イノベーションの一環として革新的かつ挑戦的な課題を遂行するために2年間、臨時的に運営する組織である。ベンチャー型組織は、長官・次官または庁長直属の組織として設置されるなど、既存の組織の硬直化から脱皮し、政府組織運営における効率性の向上が目的である。

行政安全部は、25の部処が提出した44の課題に対して、民間の専門家による1次審査と国民参加型の2次審査を通じて、最終的に10の課題を選定した。特許庁は、内部公募などで計5の課題を選定し提出しており、その中から「特許創業支援課」と「アイデア取引イノベーション課」が選定された。

特許創業支援課は、人工知能（AI）、IoT（モノのインターネット）など、イノベーション成長エンジン分野のスタートアップが保有する特許の中から、技術性と事業性のある「革新的特許」を発掘する予定である。

また、革新的特許およびスタートアップの情報を、創業関係部処と民間投資家に提供することで技術創業支援と投資を促すとともに、革新的特許保有のスタートアップには、特許コンサルティング、投資ロードショーを支援する計画である。

これにより、スタートアップは革新的特許を基盤に投資を受けることができる他、創業関係部処と民間投資家は、客観的に分析された革新的特許情報を通じて、政策支援と投資の効率性を高めることができると期待される。

アイデア取引イノベーション課は、QRコードで製品の特許、デザイン、商標などの知的財産情報を消費者に提供し、消費者と企業間でアイデアを直接取引できるプラットフォームを開発・運営する計画である。

同プラットフォームを通じて、生活の中のアイデアがより活発に取引できれば、消費者は企業から金銭的な補償を受けることができ、企業は需要者中心の技術イノベーションにより市場での成功可能性を高めることができると期待される。

特許庁イノベーション行政担当官は、「特許創業支援課は、革新的特許保有のスタートアップと政府・投資家を効果的につなげるワン・ストップ支援により、知的財産基盤の技術創業と投資を活性化させることができる。また、アイデア取引イノベーション課は、消費者と企業間でアイデアを容易かつ安全に取引できるように支援するとともに、消費者が技術イノベーションの主体になるようにつとめる」とし、「スタートアップの革新的特許と消費者のアイデアがイノベーション成長の起爆剤になるよう、最善を尽くす」と述べた。

2-1-1 特許庁-KDI-世宗市-WIPO、知的財産（IP）開発政策修士課程開設に向けた MOU 締結

韓国特許庁（2019. 6. 12）

IP 基盤の経済成長経験を途上国へ発信する

特許庁と KDI 国際政策大学院大学、世宗特別自治市、世界知的所有権機（World Intellectual Property Organization、WIPO）は、6月13日午後5時30分、ソウルウェスティン朝鮮ホテル（中区、小公洞）で、「知的財産開発政策修士課程（※）」の開設に向けた業務協約を締結する。

※英文名： Master' s Program in Intellectual Property and Development policy (MIPD) offered by WIPO、KIPO and KDI School

知的財産と経済開発、イノベーション政策を連携した修士課程は、世界で初めて開設されるもので、今回の業務協約締結を経て2020年からKDI国際政策大学院で運営される予定である。

同教育課程は、第四次産業革命時代を迎えて、創意性を具体的権利に実現する知的財産の重要性が強調される中、途上国の経済成長のために、開発戦略と知的財産を連携した融合型教育課程が必要という国際的な要請に応えるために設けられた。

特に、国際社会において特別事例として評価される韓国の経済成長経験が、IP 基盤の融合教育とマッチングされることで、途上国のイノベーション成長戦略の策定に、良いモデルを提示するものと期待される。

具体的な教育課程をみると、国際知的財産制度、知的財産一般論、開発政策とイノベーション成長戦略、韓国の経済発展史などを融合して構成されており、各分野で専門性を持つ KDI の教授陣と特許庁、WIPO が推薦する人材が講師として参加する。さらに、世宗特別自治市では、同課程の世界の学生を対象に、関連するインターシップの機会を与えるなど、実務経験を積む機会を提供することで、教育課程の効果的運営を支援する。

特許庁長は、「知的財産の活発な出願が経済成長と密接な関係にあるということは既に統計で示されている」と言及し、「韓国の成長経験と優秀な知的財産制度を融合した同課程が、途上国の経済成長をけん引する高度人材の育成に、実質的に役立つ教育課程として位置づけられることを望む」と述べた。

一方、業務締結に続いて開催される特許庁と世界知的所有権機関の両者会議で、両者は未来志向的な協力関係の構築に向けたロードマップや第四次産業革命時代の人工知能技術（AI）の活用方策など、多様なテーマについて意見交換を行う予定である。

2-12 5 大特許庁、韓国で「第四次産業革命時代における特許協力」の開幕を宣言 韓国特許庁（2019. 6. 13）

仁川で開催された五庁長官会合（IP5）（※）で共同宣言文採択

□ グローバル特許システム改善に向け、共同宣言文を採択

世界の 5 大特許庁が、人工知能（AI）など、第四次産業革命の新技术がもたらす変化に対応し、共にグローバル特許システムを改善していくための「共同宣言文」を採択した。

※IP5（Intellectual Property 5）：世界特許出願の 85% を処理する、日米欧中韓からなる世界 5 大特許庁による協議体（2007 年に発足）

共同宣言文は、仁川松島（シェラトンホテル）で、6 月 13 日（木曜）に開催された第 12 回五庁長官会合（以下、IP5 会合）で採択された。議長をつとめる韓国のパク・ウォンジュ特許庁長をはじめ、5 大特許庁長官（※）と世界知的所有権機関（WIPO）の Francis Gurry 事務総長が出席した。

※Andrei IANCU（米国）、宗像直子（日本）、Shen Changyu（中国）、Antonio CAMPINOS（欧州）

□ AI時代に積極的に対応

＜「AI 審査基準調和」と「特許行政などに AI・新技術活用」に向けた方策づくり＞
共同宣言文と共に、IP5 庁長官は AI などの革新的技術の対応に向けた専担のタスクフォース（TF）発足に合意した。

IP 5 の特許制度専門家および IT 専門家などで構成される TF は、今後 2 年間の活動で、IP 5 の AI 発明に対する特許審査基準調和策、特許審査など、特許行政に新技術を活用するプロジェクトを盛り込んだ「IP5 協力ロードマップ」を策定する。

□ これまでの成果

過去 12 年間、IP5 は、外国での出願で容易かつ迅速に特許を取得できるように、互いに異なる制度を一致させるとともに、審査状況を簡単に確認できるシステム（※）を構築してユーザーの利便性を図ってきた。

※IP5 の特許審査情報統合照会サービス（One Portal Dossier）を公開（2014 年）

□ その他の今回の会合の主要成果

＜米国での特許出願の負担緩和＞

特に、今回の IP5 会合では長年、産業界から要求のあった「先行技術提出の簡素化」の課題の解決策が承認され、出願人の米国での特許取得の負担が大きく軽減される見通しである。

スタートアップの A 社は、韓国特許出願後、米国進出を念頭に同じ発明を米国にも出願した。ところが、米国では韓国などの外国特許庁から A 社に通知される先行技術情報を、米国特許庁に別途提出しなければ、特許が登録された以降も無効になることがあり（※）、情報提出毎に平均 300 ドルの代理人費用がかかることに疑問を持った。「なぜ米国だけ、これを要求するのか」、「特許庁間で直接資料を共有したらどうか」など

※IDS（Information Disclosure Statement）：出願人に誠実義務（duty of candor）を求める米国独特の制度

韓国は、米国と共に同課題の改善に向けて検討を重ねてきており、先行技術情報の提出を特許庁間の電子的交換に代替するモデルを設けて、今回の会合で承認された。これに

より、今後 IP5 が協力し関連する IT システムが構築されれば、米国に出願するユーザーの費用と時間を大きく節減できると期待される。

＜第四次産業革命技術の特許分類の国際標準反映＞

さらに、IP5 が技術革新のトレンドを反映して、第四次産業革命関連の技術分野に設けた分類改正案が国産特許分類（IPC）体系に、初めて反映された成果（※）も IP5 会合で確認された。AI など革新的特許に対する新分類体系の国際標準（IPC）反映は、審査の効率性を高め、ユーザーの特許情報への接近性を向上させると期待される。

※（2020年1月施行）3Dプリンティング、IoT、自律走行車（計三つの分野）→

（2021年～ ）AI、ビッグデータ、知能型ロボット、ブロックチェーンなど（計七つの分野）

また、IP5 庁長官は、技術変化などの新しい流れに積極的に対応していくための臨時的なタスクフォース（TF）の運営とグローバル知財権 이슈に対する議論の方法の改善など、IP5 の協力に向けた枠組みのイノベーションを通じて、グローバル特許制度改善に向けた活動をより強化していくことで合意した。

IP5 会合に先立ち6月12日（水曜）に開催された「五庁長官および産業界代表会議」では制度の調和、情報化プロジェクトの推進成果を共有し、「新技術・人工知能の影響および対応」と「IP5 の未来」について熱のこもった討論が行われた。この会議で産業界の代表らは、IP5 の協力がユーザーの利便性向上に寄与したことを評価し、今後も産業界との緊密な交流を呼びかけた。特に、AI 発明の特許出願に対し、IP5 に明確で統一した審査基準を整備するよう注文した。

一方、IP5 庁長官および産業界は、知的財産が産業イノベーション、経済発展、雇用創出などに中核的に寄与しているにも関わらず、一般国民の認識はまだ十分ではないことに認識を共にし、知的財産の重要性に対する企業と国民の認識の向上に向け、共に取り組むことで一致した。

パク・ウォンジュ特許庁長は、共同宣言文の採択など、今回の IP5 会合の成果は、「目まぐるしく変化する技術環境が与える挑戦に、IP5 が成功的に対応しているということを確認し、韓国がグローバル特許システムの発展に主導的に寄与していることを表すものである」と評価し、今回の仁川の IP5 会合の意味について、「韓国企業が国内だけでなく、海外でもより便利で迅速に特許取得が可能になる重要な道しるべとなるだろう」と説明した。

別添 1	IP5 協力概要
------	----------

【発足】

IP5 は、韓国をはじめ米、日、中、欧州の世界 5 大特許庁が、「特許分野業務協力」に向けて 2007 年に発足した協議体

※世界特許出願の 85%を処理する、IP5 レベルの様々な議論の結果は、実質的に知的財産分野のグローバルアジェンダの方向性を決める。

【協力ビジョン】

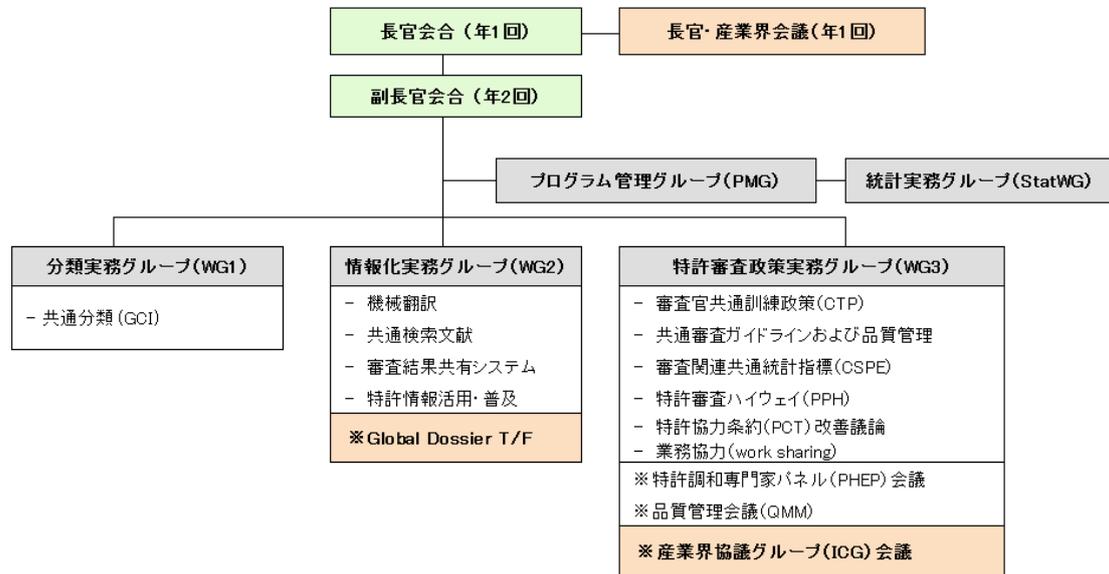
効率的でユーザーフレンドリーな国際特許環境づくりに向けて、特許制度の慣行と手続の調和、業務協力の強化、高品質の調査および審査結果の適時開示および特許情報への円滑なアクセスを推進

※第 2 回済州五庁長官会合 (IP5) (2008 年 10 月) で採択された既存のビジョンを、2017 年 6 月マルタ IP5 において代替

【協力体系】

協力課題は、分類 (WG1)、情報化 (WG2)、審査政策 (WG3) および統計 (StatWG) 分野の四つの実務グループで遂行され、副長官会合を経て次回の五庁長官会合 (IP5) で進捗状況を報告する。

※ユーザー間とは、「Global Dossier T/F」と「産業界協議グループ (ICG) 会議」を通じて実務レベルで交流し、「長官-産業界会議」で戦略的議論を行う。



- プログラム管理グループ (PMG ; Programme Management Group) : 各実務グループを全体的に調整し、協力事業を統括。IP5 間の連絡窓口 / 統計実務グループ (StatWG) : IP5 統計報告書発刊
- その他の協議体 : (1) 特許調和専門家パネル (PHEP ; Patent Harmonization Expert Panel) : 特許分野の法、制度、実務などに対する IP5 間の調和策の議論、(2) 品質管理会議 (QMM ; Quality Management Meeting) : 品質管理、品質保障、ユーザーフィードバックの三つのテーマに対する議論

別添 2	2019 年第 12 回五庁長官（IP5）会合の主要成果
分野	主要内容
共同宣言文採択	<p>(1) (成果) 特許制度調和の課題、特許審査・品質協力および Global Dossier の改善、産業界との協力、IP5 ウェブサイトの改善、統計資料の交換、特許分類改正の協力など</p> <p>(2) (協力の必要性) IP5 国家・地域での持続的な出願増加に伴い、協力必要性の確認</p> <p>(3) (今後の重点分野) グローバル技術変化への対応、高品質審査に向けた協業の進展、協力枠組みの改善</p>
新技術/人工知能 タスクフォース (TF) 発足	<p>●IP5 庁の特許制度および IT 専門家などで構成</p> <p>●今後、2 年間の活動で、AI 発明に対する特許審査基準の調和策、特許行政に新技術(NET) および AI 技術を適用する協力プロジェクトを盛り込んだ「IP5 協ロードマップ」を策定</p>
プログラム管理 グループ (PMG) 運営改善案承認	<p>(1) (PMG の役割) PMG は IP5 の運営委員会として、これを基盤に「実務グループに対する監督」および産業界関連の「助言」の役割を遂行</p> <p>(2) (IP5 の枠組みの改善) 仮想会議の活用、臨時的タスクフォース (TF) の発足、産業界参加の会議 (GDTF/ICG) の開催頻度、会議開催前の資料提出期限の設定</p> <p>(3) (産業界参加会議の運営ガイドライン) 戦略的テーマにおける「議論の目的」、「性質」、「選定手続」、「後続措置」などを規定</p>
特許制度調和専 門家パネル (PHEP) の課題 終了および今後 の計画承認	<p>●既存の制度調和の課題終了</p> <p>(1) (先行技術提出) 出願人の先行技術提出の負担を緩和するよう、先行技術情報の提出を、特許庁間の電子的交換に代替するモデルを設ける。</p> <p>(2) (発明の単一性) 一つの出願書に記載できる単一発明の範囲関連で、単一性判断の最低基準および同事例を、IP5 ウェブサイトに掲載してユーザーに公開</p> <p>(3) (明細書記載要件) 仮想審査事例に対する最終報告書を庁長会合に提出し、これを IP5 ウェブサイトに掲載</p> <p>●今後の計画「新しい制度調和課題」発掘の手續に合意</p>
「Global Dossier」5 大課 題の推進状況 承認	<p>(1) (通知機能) 出願人などに新しい審査情報を知らせるサービス提供の関連で、欧州特許庁 (EPO) と中国特許庁 (CNIPA) 間でファミリー情報の E-mail などによる通知提供の具現</p> <p>(2) (法的状態情報) 法的状態情報の交換方式に対する議論の共有</p> <p>(3) (XMLization) XML タグのマッピングマトリックス作成の完了</p> <p>(4) (出願人名称の標準化) グローバルマッピングテーブルの構築</p> <p>(5) (庁間での文書共有) Global Dossier から必要なデータを抽出して、各庁に提出する文書の様式を自動で入力するシステムの構築の推進</p>
特許分類協力 承認	<p>●2018 年 10 月、実務グループ初の仮想会議開催</p> <p>●新技術分野 (3D プリンティング、IoT、自律走行車) の国際特許分類 (IPC) の改正段階への進入など</p>

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 遅延（Latency）はもうない、より迅速に応答する

韓国特許庁（2019. 6. 3）

超低遅延、大容量リアルタイムサービスに向けた、MEC（Mobile Edge Computing）技術特許出願が急増

「ピーピーピー、前方に追突事故発生！安全運転してください」。事故が起きた地域の車両および道路のセンサーから危険な状況を知らせる通知をリアルタイムで受け取り、V2X（Vehicle to Everything）端末またはスマートフォンから警報アラーム（メッセージ）をリアルタイムで通知することで、2次事故の発生を防ぐことができる。

このように、IoT（Internet of Things、モノのインターネット）時代に、5G基盤の環境の下で、自律走行車や実感型メディアがきちんと実現されるためには、大容量の情報が遅延なく、リアルタイムで提供されなければならないが、このようなサービスを可能にする中核技術が、MEC（Mobile Edge Computing）（注1）である。

特許庁によると、2015年以前に49件に過ぎなかったMEC特許出願が、2016年に206件、2017年に274件、2018年に345件であり、直近3年間で約870件に上るなど、急増したことが判明した。

MEC関連のグローバルエッジコンピューティング市場も、やはり2025年まで平均41%ずつ成長すると予測（注2）されており、今後の本格的な5Gサービスを前に、超低遅延、大容量リアルタイムサービスの提供に向けたMEC関連の特許出願が持続的に増加すると予想される。

出願人別の動向をみると、全体の出願の30%以上を通信関連企業（ファーウェイ 98 件、インテル 95 件、ノキア 82 件、日本電気（NEC） 44 件）が占めており、国別では、米国 264 件、中国 245 件、欧州連合 114 件、日本 90 件、韓国 44 件となっており、韓国は主要国に比べて特許出願が多くないことが判明した。

細部技術分野別では、ネットワーク通信プロトコルが 20%、資源管理、管理装置、ネットワークサービスがそれぞれ 15%、制御装置の出願が 11%、移動性および接続制御が 10%を占めており、既存のコアネットワークを代替する MEC サーバーおよび MEC 運営と関連する技術が主に出願されたことが分かる。

特許庁移動通信審査課長は、「MEC は、実感型メディア、自律走行車、スマートファクトリーなどの次世代産業の中核技術として台頭しており、これに合わせて移動通信企業らは、MEC 導入計画を公開（注 3）し、グローバル企業との協力を通じて MEC 基盤のサービスの構築を検討している。これに伴う関連技術の開発と知的財産権の確保が順調に増加するだろう」と述べた。

（注 1）モバイル環境におけるトラフィックの爆発的な増加、IoT 端末および個人ユーザーの要求事項（個人型サービス、高性能、超低遅延）の増加による、モバイルコアネットワークのトラフィックの負担を減らし、応答時間（端末とサーバー間の物理的な距離によって発生するサービス遅延時間）を短縮するために、ユーザーと近い位置からサービスを提供することで、全般的な情報伝達の高める「エッジコンピューティング」技術を用いる概念である。MEC は、無線基地局において、大容量サーバーを前陣配置することで、データ伝送区間が短くなるだけ遅延時間が短くなる。

（注 2）Grand View Research 社（出所：
www.wsil.tv.com/story/39824604/edge-computing-market-expected-to-enhance-324-billion-by-2025-grand-view-research-inc、2019年1月）

（注 3）SKT は、ドイツのモバイルエッジ X（Mobile Edge X）と業務協約を締結して、MEC 技術の共同開発、プラットフォームの具現、ビジネスモデルの開発などを推進する。KT は、国内初で開発した CUPS（Control & User Plane Separation）構造の 5G コア装備とネットワーク仮想化技術を適用してエッジ通信センターを構築しており、LG ユープラスは、5G 移動通信と MEC 技術を活用して自律走行車、スマートファクトリー分野で市場確保の戦略を推進する計画である。

3次元(3D)半導体メモリ技術関連の特許出願が活発

最近、半導体メモリの価格下落と、米中の貿易摩擦激化により、半導体産業の不確実性が増大する中、この状況を打開するための方策として、3Dメモリ関連の技術開発が活発に行われており、関連する特許出願も増加している。

特許庁によると、3Dメモリ関連の出願は、2013年以前には、年間150件以下に過ぎなかったが、2014年を起点に急激に増加し、毎年約300件の出願が行われている。

3Dメモリ技術は、半導体の素子を複数の層に積層することで、単位面積あたりにメモリ容量を最大化させる半導体の製造工法であり、代表的な製品には、不揮発性メモリ分野での3D NAND型フラッシュメモリ、揮発性メモリ分野での広帯域幅メモリ(HBM(注1))がある。

3D NAND型フラッシュメモリは、既存の2D半導体の製造で脚光を浴びた微細加工技術が限界を迎えると、これを克服するために2次元に配列された半導体の素子を垂直に積層した半導体メモリであり、現在96層の3D NAND型フラッシュメモリが量産されている。

このような3D NAND型フラッシュメモリは、大容量・高速処理が求められる人工知能(AI)、仮想現実、ビッグデータ分野で広く使用されているため市場規模が急速に拡大しており、グローバル市場の規模は、2016年の371億ドルから2021年には500億ドル以上に、急激に成長すると見込まれる。

直近5年間の出願人別の出願動向をみると、内国人の出願が78.6%、外国人の出願が21.4%を占めているが、これはサムスン電子とSKハイニックスが半導体メモリ分野で、後発企業との技術の超格差を維持するために、関連技術の開発を持続してきた結果と分析される。

広帯域幅メモリは、DRAMを複数の層に積層した後、シリコン(Si)貫通電極(TSV(注2))を利用して相互連結した多層の半導体メモリであり、電力の消費が低く、データ処理容量が高い他、GPUなどのシステム半導体との連結が容易であるというメリットから、次世代の半導体技術として注目を集めている。

3D NAND型フラッシュメモリと同様に、広帯域幅メモリ分野においても韓国企業が特許出願を主導しているが、直近5年間で広帯域幅メモリの出願の113件のうち、81.4% (92件) をサムスン電子とSKハイニックスで出願しており、外国の出願企業には、TSMC、インテル、マイクロン・テクノロジーなどがある。

特許庁電子部品審査チーム長は、「半導体メモリの需要減少に伴う価格下落により、半導体危機論が台頭しているが、今後、第四次産業革命が本格化すれば、人工知能(AI)、ビッグデータ、IoT(モノのインターネット)などに必要な高性能メモリの需要増加は、必然的であると予想される」とし、「競争国の猛烈な追撃を追い返し、半導体メモリの世界1位を堅持するためには、3D半導体などの研究開発を持続していく必要がある」と述べた。

(注1) High Bandwidth Memory

(注2) Through Silicon Via

5-3 2019 女性発明王 EXPO 開催、世界の女性の発明品が一堂に！

韓国特許庁 (2019. 6. 11)

6月20日(木曜)～23日(日曜)の3日間、KINTEX 第2展示場で開催

世界の女性の革新的なアイデアから誕生した発明品が一堂に集まる、世界最大・唯一の女性の発明祭の「2019 女性発明王 EXPO」(大韓民国世界女性発明大会および女性発明博覧会)が、6月20日(木曜)から23日(日曜)までの3日間、京畿道高陽市の KINTEX 第2展示場 9B ホールで開催される。

特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する今回の EXPO は、中国、インド、カナダ、ベトナム、タイなど、世界29ヵ国から約180人の女性発明者が韓国を訪れる予定である。史上最多の国家が参加するだけに世界の女性発明者の創意的で革新的な発明品を観覧できる最高の機会である。

女性発明王 EXPO は、斬新なアイデアを持つ国内外の女性発明者のためのイベントであり、「大韓民国世界女性発明大会」と「女性発明品博覧会」などで構成される。

今年で12回目を迎える、「大韓民国世界女性発明大会」には、世界の女性発明者から多彩な発明品約350点が出品される。EXPOの2日目の6月21日(月曜)に現場審査、最

終日の23日（日曜）に授賞式が行われ、グランプリ、金賞・銀賞・銅賞、国内外の関係機関が授賞する特別賞などが授与される。

「女性発明博覧会（第19回）」は、特許、デザインなどの産業財産権として出願または登録された権利を保有する女性発明企業家の製品を展示・広報することで、企業の販路開拓を支援する。2019年は90社の企業から94のブースが設けられ、ユニークで奇抜な発明品が披露される。

今回のイベントには、健康、環境、安全などの社会の懸案に関連する発明品が多く出品される。特に、2019年は先端技術に実用性が加わっただけでなく、女性の繊細な感性や温かさを感じられる多数の発明品が展示される。

<2019 女性発明王 EXPO の主要発明品>

- (1) 微細粉塵（ミセモンジ）や温度・湿度を感知し、遠隔で水を噴射して路面を洗浄する「路面洗浄システム」（DOORISYSTEM）
- (2) 一人暮らしの高齢者の話し相手になり、緊急状況を感知した際、保護者にメールで通知するIoT基盤の「高齢者のお世話ロボット」（Studio Cross Culture）
- (3) リサイクルが難しい使い捨てのプラスチック製ストローに代わり、半永久的に使える「ステンレス製ストロー」（ハナヨン）
- (4) 自分に合ったカラーを、簡単に教えてくれる「パーソナルカラー診断キット」（ITCOLOR）

また、別途設けられる「生活発明広報館」では、2018年11月に開催された「2018生活発明コリア（※）」の受賞作18点が展示される。(1) 冷蔵保存が必要な薬を安全に携帯できる「携帯用の冷蔵薬ケース」(2) 実内への雨水の流入を防止するレイン・ブラインドなど、女性の創意的なアイデアから製作された斬新な生活発明の試作品を観覧することができる。

※同イベントの主管機関である韓国女性発明協会が主管する事業であり、女性の生活の中での発明アイデアを選定し、試作品製作と権利化および事業化まで支援を行う。

イベント期間には、投資家との連携を通じて女性の発明品に事業化への道をひらく「IRピッチング大会」、女性の優秀発明品の紹介をインターネットより生中継で行う「商品レビューライブショー」など、様々なサイドイベントも開催される。

さらに、世界各国の IP 動向と発展の方向性を提示し共有する、「世界女性発明フォーラム」が 6 月 20 日（木曜、午後 3 時）に KINTEX 第 2 展示場 403 号室で開催され、6 月 26 日（月曜）から 2 日間は、女性企業家の知的財産権能力の向上に向けた実務研修プログラムの「グローバル女性 IP リーダーシップアカデミー」が、ティーマークグランドホテル明洞（グランドホール）で開催される予定である。

今回の「2019 女性発明王 EXPO」は、午前 10 時から午後 5 時まで、誰でも無料観覧が可能である。特に、2019 年は子供たちの発明の潜在能力を成長させる、「発明の遊び場」をイベント期間中に運営し、家族客を迎える予定である。イベントに関する詳しい内容は、女性発明王 EXPO のウェブサイト（www.kiwie.or.kr）で確認できる。

※お問い合わせ：韓国女性発明協会事務局（電話 02-538-2710）

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/archive.html> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 [e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム